

令和元年度

第1回多摩市街づくり審査会 会議録

開催日：令和元年6月24日（月）

場 所：多摩市立関戸公民館第2学習室

1. 開催日 令和元年6月24日(月)

2. 会場 多摩市立関戸公民館第2学習室

3. 出席者

会 長 中林一樹
委 員 秋山一弘、石川美紀
宇野健一、小西恭一
白鳥光洋、松本暢子
村野章、横山真理

事務局 都市整備部長
街づくり担当課長
道路交通課長
都市計画課長
都市計画課計画担当主査
都市計画課指導担当主査
都市計画課指導担当主査
都市計画課街づくり推進担当主査
都市計画課街づくり推進担当主査

◆都市整備部長 ただいまより、令和元年度第1回多摩市街づくり審査会を開催させていただきます。初めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。事務局、お願いします。

◆街づくり担当課長 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

お手元に会議の次第が1枚。資料1、令和元年度多摩市街づくり審査会委員名簿、そして、座席表を配付させていただいております。なお、次第に記載しております議事(5)の非公開の事案についての資料は後ほど配付させていただきます。また、お手元の緑色のファイルは、街づくり審査会の基礎資料でございます。必要に応じてご参照ください。

なお、この基礎資料のファイルは、終了後、事務局にて回収させていただき、次回以降も審査会ごと、皆様のお手元にご用意させていただきます。

資料につきましては以上でございます。過不足がございましたらお申し出ください。いかがでしょうか。

◆都市整備部長 よろしいですか。

◆街づくり担当課長 はい。過不足なしということで進めさせていただきます。

それでは、続きまして、本日の審査会の進め方についてご説明させていただきます。多摩市街づくり審査会は、運営規則第7条の規定に基づき、原則、公開となっておりますが、公開することにより公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがある場合、または、多摩市情報公開条例に基づき、個人・法人等の情報で、公にすることにより、権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある場合などは、非公開とすることができることになっていきます。

本日も審議いただく議事(1)から(4)につきましては、公開とさせていただきます。議事(5)につきましては、法人の情報が多く含まれていることから、運営規則の規定に基づき、非公開とさせていただきます。

また、議事が非公開となることから、会の終了後、資料を回収させていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

◆都市整備部長 事務局、ありがとうございます。

それでは、よろしければ、お手元の次第に従いまして、会議を進めたいと思います。

まず、多摩市街づくり審査会運営規則第4条の規定によりまして、審査会の会議は、会長が招集し、主宰することとなっております。今現在、まだ会長が選任されておられませんので、それまでの間、会の進行を、私、都市整備部長の〇〇のほうで務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

また、運営規則では、審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開く

ことができないことになってございます。本日につきましては、9名の出席ということでございますので、定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。

ここで、本審査会は、運営規則第7条の規定にもありますように、原則公開としており、これからの議事（1）から（4）、この審議内容におきましては公開とさせていただきます。

なお、先ほども事務局のほうから説明がありました議事（5）につきましては、非公開とさせていただきます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◆都市整備部長 ありがとうございます。

それでは、傍聴をご希望の方はいらっしゃいますか。

◆街づくり推進担当主査 いらっしゃいません。

◆都市整備部長 わかりました。

それでは、ここに、令和元年度第1回多摩市街づくり審査会の開会を宣言させていただきます。

まず、議事（1）会長の選出についてでございますが、お手元の資料、緑色のファイルのインデックスのナンバー4番のところをごらんいただければと思います。ファイルの4番、多摩市街づくり審査会の運営規則でございます。この規則の第3条第1項及び第2項に基づき、会長の選出をお願いしたいと思います。選出方法は、委員の互選となっております。

なお、運営規則第3条第3項及び第4条第1項・第2項の規定により、会長は審査会を代表し、会議を招集、主宰するものとなっております。

会長選出に当たりまして、立候補及び推薦がございましたら、挙手をお願いいたします。

〇〇委員どうぞ。

◆〇〇委員 立候補ではないですが、これまでの豊富なご経験と、先ほどお話がありましたように、審査会設立当初から会長を歴任していただいている中林委員に引き続きお願いできればと思います。

（「異議なし」の声あり）

◆都市整備部長 ありがとうございます。

ほかに立候補またはご推薦という方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

- ◆都市整備部長 それでは、ほかにご意見もないようですので、〇〇委員より、中林委員を会長に推薦するのご発言がございました。中林委員を会長に選任することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- ◆都市整備部長 ありがとうございます。
それでは、会長の職を中林委員にお務めいただくということで決定いたします。座席を移動させていただきますので、しばらくの間、そのままお待ちください。

(中林会長、会長席へ移動)

- ◆都市整備部長 それでは、会長に選任されました中林会長より一言ご挨拶を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

- ◆中林会長 連続何期かわかりませんが、会長ということで、あと2年やらせていただこうと思います。任期期間、会長を務めさせていただきたいと思います。

ただ、皆様から特に市民委員の皆様含めて、学識の方も地元の方が多いので、多摩市民としてどんなまちにしたいかということを経にしながら議論を進めていければと思います。

街づくり条例は大きく2つの内容で構成していて、1つは、市民が主体になって進める街づくりをどう支援するかという部分と、それから、外部から大規模な開発等が起きた場合に、市民にとって望ましい街づくりに調和するように、どういうふうに誘導したり、協議をしていくのかと。そういう仕組みをつくったというのが2つ目の条例の中身です。

最近、ほとんど後者のほうがこの条例として係る案件になっているんですけども、もうしばらくこういう状況が続くのかなというふうに思いますし、その先に人口高齢化、人口減少あるいは世帯も減少するというような時代を迎えようとしている。そんな中で、空き地、空き家がどんどん増えないような街づくりも目指さなきゃいけないなというようなことも考えつつ、いろいろ難しい曲がり角の時期だなと思いつつ、皆さんの知恵をお借りして、よりよい街づくりに寄与できればなと思います。よろしくお願いいたします。

- ◆都市整備部長 中林会長、ありがとうございました。

それでは、運営規則第4条第2項の規定によりまして、これより先の議事の

進行を中林会長にお願いしたいと思います。では、会長、よろしくお願いいたします。

◆中林会長 では、会議を再開したいと思います。

改めまして、よろしくお願いいたします。それでは、議題の3、会長代理の指名でございます。運営規則第3条第4項では、会長に事故があるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理するとなっております。私の職務代理として、これまでも会長代理をお願いしておりました、〇〇委員に会長代理を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。〇〇委員、よろしいでしょうか。

◆〇〇委員 どうぞよろしくお願いいたします。

◆中林会長 ありがとうございます。それでは、会長代理として、〇〇委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次に、議事の3に入ります。本日の議事録署名人の指名でございます。議事録署名人につきましては、街づくり審査会運営規則に関する補足事項に定めがございますが、会長及び会長が指名する委員1名が議事録署名人となるとございます。したがって、私、中林と、もうお一人、議事録署名人ということです。今回、市民委員が新しく加わっての審査会の最初となりますので、委員名簿に戻りまして、本日、資料1で先ほど配られておりましたけれども、委員名簿1番、〇〇委員にお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

◆〇〇委員 はい。

◆中林会長 議事録ができ上がって確認が済んだ段階で、私と〇〇委員とで確認して、署名をさせていただくということになろうかと思えます。

次回以降、委員名簿に従って順次お願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。何かのことで、どうしても出席できなかった場合には順番が飛びますが、飛びっ放しじゃなくて戻りますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、議事の(4)です。調整会委員の選出に入りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

◆街づくり担当課長 調整会につきましては、条例第8条第5項の規定により、審査会委員のうち、学識経験者である者から4人以上、あらかじめ選出することになっております。また、条例第49条により、審査会は市長より調整会開催の要請を受けたときは、選出した委員の中から3人を調整会の委員に充て、調整会を開催することになっています。

事務局としましては、調整会の委員選出に当たり、中林会長と事業者、住民との利害関係の発生が予想される〇〇委員を除く学識経験者6名の委員の方を調整会委員に選出をお願いしたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

◆中林会長　ただいまの説明について、ご質問あるいはご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。従来、そういう形で運営させていただいてきたということでもあります。

それでは、ご質問はないということでありましたら、ただいま説明いただいたとおり、私と〇〇委員を除く6名の学識委員に調整会委員をお願いするということで、調整会委員6名の選任をすることといたします。

今後、調整会が開催されるような場合には、これまでの実績から、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員にまず引き続き中心になっていただきたいと思います。調整会の運営を担っていただけるよう、お願いいたします。その他の学識委員については、状況といましようか、調整すべき課題、あるいは委員の都合等によって交代することがあり得るということになろうかと思えます。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◆中林会長　ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員には、調整会への開催請求がございましたら、中心にご対応いただくということでご苦勞をおかけすることになる場合があると思えますけれども、よろしくお願いいたします。

また、もしお三方に利害関係がある事案等である場合には、他の調整委員に対応していただく。その他の状況によって、お三方がどうしても対応できない場合に、他の調整委員に対応していただくというような運営をさせていただきたいと思えますので、あわせてお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

それでは、以上で街づくり審査会の委員、役員、今期の体制が決まりましたので、議事としては以上をもって終了とさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。